

新宿区基本構想審議会起草部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区基本構想審議会条例（昭和60年新宿区条例第3号。以下「条例」という。）第7条第5項の規定に基づき新宿区基本構想審議会起草部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、条例第2条に規定する新宿区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項のうち、その審議の効率的な運営を図るため新宿区基本構想審議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるものについて調査審議し、審議会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 部会は、条例第7条第2項の規定により会長が指名する7人以内の委員をもって組織する。

(部会長の代理)

第4条 条例第7条第2項の規定により選任された部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の3日前までに、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(参考人)

第6条 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(傍聴の取扱い)

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）の数は、部会長が定める。

2 部会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命じることができる。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴に関する事項については、審議会の例による。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月16日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、条例第2条の規定により審議会が区長に対し答申した日の翌日に、その効力を失う。